

## 「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）の施行に伴う有料老人ホームに係る留意事項について

「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が、平成 29 年 5 月に成立し、一部の規定を除いて令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

改正法では、民法の契約等に関する規定（債権法）について、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしています。

### ○包括根保証の禁止の対象拡大

民法の改正により、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければその効力を生じないものとされます。

これは、保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないようにするための改正であり、令和 2 年 4 月 1 日以降に締結される個人根保証契約に適用されます。

なお、極度額は確定額を記載する必要がありますが、その水準について法律上の規定はなく、原則として当事者間で決定することができます。

つきましては、個人根保証契約に該当する場合は、極度額を定める等して保証契約書のひな形の改訂等の対応を取るようお願いいたします。